

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社トー屋（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検、改善に常に努めるものとする。

(対価及び費用)

第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年12月9日

甲 山形市松波2丁目8-1
山形県知事 齋藤 弘

乙 酒田市東町2丁目2-1
株式会社ト一屋
取締役社長 荒木 俊彦

別 表 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレトペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ、毛布、灯油（冬季）

（注1） 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（注2） 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。